

「医療安全推進週間」ロゴマーク使用規程

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

（趣旨）

第1条 この規程は、「医療安全推進週間」ロゴマーク（以下、「ロゴ」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

第2条 ロゴは「医療安全推進週間」の普及のために活用することを目的とする。

（使用制限）

第3条 ロゴは、いかなる個人及び団体も、趣旨にもとづいた場合に自由に使用することができる。ただし、次に掲げる場合は、ロゴを使用することはできない。

（1）以下デザインの変更を行った場合

- ・色
- ・形
- ・文字

（2）営利を主な目的とした場合

（3）使用者が提供する物品、サービス及び事業等の品質・安全性及び信頼性を保証し、または保証を誤認させるような方法で使用する場合

（4）その他厚生労働省が不当な使用であることを認めた場合

（使用の中止等）

第4条 ロゴの使用に関し、前条各号に該当すると認められるときは、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室は、その使用を差し止めることができる。

（使用料）

第5条 ロゴの使用料については、無料とする。

（規程の改定）

第6条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

（附則）

第7条 この規程は、令和4年11月16日から施行する。